



関中央ロータリークラブ

2016-2017 WEEKLY REPORT



例会日 毎週木曜日 18時30分

例会場 関観光ホテル（関市池尻91-2）

事務局 関市西本郷通5-2-53 TEL0575-24-7332・FAX0575-23-5278

会長：石原 妙生 **副会長**：川村 紳一 **幹事**：波多野 篤志 **クラブ会報委員長**：吉田 和也

2016～2017年
国際ロータリー会長
ジョン F. ジャーム

ロータリーで何か発見を！

2016～2017年度 関中央RC会長テーマ

四つのテスト
・真実かどうか
・みんなに公平か
・好意と友好を深めるか
・みんなのためになるかどうか

本日のプログラム 第1893回例会 2017年3月16日（木）

C. A会長エレクト研修セミナー報告 / 担当 次期会長・幹事

前例会の記録

第1892回 2017年3月9日（木）

会員卓話 佐藤 忍 会員

テーマ「確定申告」/担当 ニコボックス委員会

*ロータリーソング「我らの生業」斉唱

*4つのテスト唱和

*会長あいさつ 石原妙生会長

本日は3月9日です。「3」と「9」で「サン・キュー」つまり、ありがとうということで、「ありがとうを届ける日」とも言われています。

皆さんも、普段なかなか言えない家族や奥さんにありがとうと言ってみたらどうでしょうか。

さて、ロータリー財団は今年で100周年です。全国各地で財団活動のPRや地区補助金を活用した記事がロータリーの友に掲載されています。読まれた方もお見えになると思いますが、紹介をしたいと思います。

広島では、福祉・健康フェスタに参加し財団100周年を祝う広報活動を実施しています。内容は障がい者支援の点字・手話・視覚障がい者疑似体験等、障がい者への理解を深めるための体験を行った。又、ロータリ



一財団100年の歩みや活動等をまとめたパネルを展示し広報した。

群馬では、地区補助金を活用し、障がい者の生産活動を取り組む福祉作業所に耕運機とマルチ（畑の表面をおおうフィルム）張り機を寄贈し、品物の寄贈だけでなく会員も一緒に汗を流す共同作業も実施した。

地元岐阜県では、下呂市のクラブが地区補助金を利用した例がありました。下呂市は高血圧の原因となる塩分摂取量が多く、生活習慣病の受療率が県内で5位以内に入る高さです。それをふまえ、地域活性化を目的とした減塩食を普及する事業に取り組んでいる。

具体的には、これからの将来を担う、小学校入学の新一年生の家族に塩分計を配布し、家庭内でも減塩食について考えてもらう機会を作っている。又、「減塩と健康寿命」の題で専門家を講師に招き、講演会を開催する等事業を行った。

我クラブも財団寄付をしていますので、一度くらい地区補助金を活用した事業が出来ればと思っています。幸い委員長が留任されますので、委員長を中心に会員皆様で知恵とアイデアを出して頂き、事業の計画をお願いしたいです。

*会員卓話 佐藤忍会員

テーマ「確定申告」



先々週、新入会員の方が自己紹介をされました。私も卓話は3回くらいしておりますが、自己紹介はあまりしたことがありませんので、今日は私を知ってほしいということで、まずは自己紹介をさせて頂きたいと思います。

私は美濃町の出身で、昭和20年に生まれました。父は税務署に勤務していましたが、私が高校を卒業すると同時に税務署を退職して、税理士を開業しました。私も税務署に行きたいと思い、試験を受け合格し、高校卒業後、一年間税務大学に通いました。税務大学は全寮制で税法や一般の法律科目、憲法や商法を学びました。最初は一宮に配属され、3年間勤務し、その後は浜松へ転勤しました。そこで妻と出会い、結婚しました。その後、名古屋の税務署に勤務する傍ら税理士試験を受けようと思い勉強しておりました。

税理士試験というのは5科目ありますが、10年以上税務署の直税関係に勤務すれば、税法は免除してもらえます。私も税務署に10年以上勤務し、財務諸表と簿記に合格すれば、税理士試験に合格できるということで、その二科目に集中して勉強しました。税理士試験というのは、かなり厳しい試験で、当時も今も10%程度の合格率です。私は夜勉強するのが苦手でしたので、朝4時に起きて出勤の7時半までの時間を勉強にあてる生活を2年間おくりました。中学の3年間、新聞配達をしており、そのおかげで朝早く起きることは苦になりませんでしたので、2年間続けることができ、税理士試験にも合格できました。

昭和53年に税務署を退職し、54年に税理士に登録し、父の事務所で5年程勉強してから独立し、関市で開業しました。開業してから34年になります。

税理士としての一番の思い出は、顧問先が査察に入られたことです。査察というのは本人の所だけでなく、会計事務所にも来ます。最終的に検察庁に呼び出され、税理士としての責任は問いませんという結論が出されほっとしました。

税理士をやりながら思うのは、「正しい申告」というのは、税理士が指導しなければいけないということです。納税者（顧問先）のいうことだけを聞いては

いけない、税理士の立場としてはできないと断るということも大事だと思います。査察の経験はいい経験になったと思います。

続いて、確定申告の話をしたと思います。

<確定申告をしなければならない人>

1.一般の人の場合

各種所得の金額に対する税額が配当控除額を超える場合

2.給与所得者の場合

○給与の収入金額が2000万円を超える人

○1か所から給与を受けている人で、給与所得及び退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人

○2か所以上から給与を受けている人で、主たる給与の支払者以外の者から支払いを受ける給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得の金額との合計額が20万円を超える人。ただし、給与所得の収入金額の合計額から扶養控除等各種所得控除を差し引いた金額が150万円以下で、しかも給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下の人は、確定申告不要です。

○同族会社の役員やその役員と親族関係などにある人で、その同族会社から給与のほかに貸付金に対する利子や不動産その他の資産の使用料の支払を受けている人

3.退職所得を有する人の場合

退職所得は、通常市県民税を含め源泉徴収されていますので、確定申告は必要ありません

4.年金所得者の場合

年金の支払いの際に所得税が源泉徴収されますが、給与所得者の年末調整のように所得税の精算はされませんので、一般の人と同様に課税総所得金額等に対する税額が配当控除額を超えるときは、確定申告が必要。ただし、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年金の雑所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下である場合は、確定申告をする必要はありません。

<確定申告をすることができる人>

1.税金の還付を受けるために確定申告をする人

○配当所得や雑所得などの源泉徴収された所得が少額

であり、その他の所得も少額である場合

○給与所得者で、雑損控除、医療費控除や寄付金控除を受ける人

○給与所得者で年の中途に退職し、その後就職をしなかったために年末調整を受けなかった人で、源泉徴収された税額が過納となる場合

○給与所得者が、特定支出控除の適用を受ける場合

○住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる場合（税額控除）

○既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除の適用を受けることができる場合（税額控除）

○既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税の特別控除の適用を受けることができる場合（税額控除）

2.損失の繰越しや繰戻しをするために確定申告をする人

○平成 28 年分の所得金額が赤字になる人

青色申告をしている人は、その純損失の金額を 3 年間繰越して控除できる

○雑損控除で控除しきれなかった損失がある人

○平成 27 年分以前からの繰越損失がある場合

○上場株式に係る譲渡損失の金額がある人

◎確定申告にあたっての注意事項について

（医療費控除）

同居の親族であれば支払ったすべての医療費を申告者一人に合算できる

老人ホーム・デイサービス利用者の費用も医療費控除の対象となるものもある

（寄付金控除）

ふるさと納税・ロータリー財団寄付・米山奨学金寄付（マイナンバー）

番号確認と本人確認（通知カードと免許証等）又はマイナンバーカード

（ロータリークラブの会費）

法人が支払う入会金・年会費は損金として認められるが、個人事業者が支払うものは必要経費として認めていない

法人税基本通達 9-7-15 の 2

国税不服審判所裁決（平成 17 年 4 月 26 日）

◎事業承継税制について

中小企業経営承継円滑化法の概要

中小企業の円滑な経営承継を図るうえで、(1)民法上の遺留分の制限(2)代表者交代による信用不安(3)自社株式等にかかる多額の相続税・贈与税負担の 3 点が課題とされており、その解決策として①遺留分に関する民法の特例②金融支援制度③相続税・贈与税の納税猶予の特例が創設された。

◎働きながら年金を受けるときの注意事項

（年金カットの問題）

*出席委員会

会員数 32 名、本日の出席 16 名です。

*ニコボックス委員会

・会長・副会長・幹事

佐藤忍会員の確定申告卓話、クラブ会員の参考になる様よろしく願います。

・西田健一君

今日は家内の誕生日です。クラブから素敵なプレゼントありがとうございます。家内も大変喜んでいました。おいしくいただきます。

・小澤重忠君

佐藤忍先生の会員卓話「確定申告」を拝聴し、明日申告に行く予定です。

16 名のご投函ありがとうございました。

*幹事報告

・㈱ダスキン関様より新社屋完成及び移転のご案内を頂きました。

*メイクアップ報告

3/6 会長・幹事会

伊佐地金嗣君、石原妙生君、波多野篤志君

<次例会の案内>

第 1894 回 2017 年 3 月 31 日（金）

3RC 合同花見例会

担当：会長・幹事・親睦活動委員会